

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児の訪問指導や健康診査、妊婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する施策を実施する事務を行う。 このうち、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施または勧奨に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨養育医療の給付及び費用の徴収に関する事務 ⑩こども家庭センター（母子保健機能）が行う事業の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という） 番号法第9条第1項及び別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、48、71、80、95、112、125、161の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 健康福祉部 こども家庭課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係わる横断的なガイドラインの次のような留意事項等を遵守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月10日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	452-8563 愛知県清須市清洲一丁目6番地1	452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地	事後	庁舎移転によるもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 田中 直子	健康推進課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	評価書名	乳幼児健康診査に関する事務 基礎項目評価書	母子保健に関する事務 基礎項目評価書	事前	
平成31年1月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	清須市は、乳幼児健康診査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	清須市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
平成31年1月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	乳幼児健康診査に関する事務	母子保健に関する事務	事前	
平成31年1月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康診査上の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①母子保健法による健康診査の実施対象者把握 ②健康診査結果の履歴管理	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児の訪問指導や健康診査、妊婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する施策を実施する事務を行う。 このうち、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施または勧奨に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨養育医療の給付及び費用の徴収に関する事務 ⑩母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の70の項 【情報提供の根拠】 なし	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の69の2の項、70の項 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の69の2の項	事前	
平成31年1月1日	IVリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(提供)	十分である	事前	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和7年3月21日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部健康推進課	健康福祉部こども家庭課	事後	
令和7年3月21日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康推進課長	こども家庭課長	事後	
令和7年3月21日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	清須市 健康福祉部 健康推進課	清須市 健康福祉部 こども家庭課	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という) 番号法第9条第1項及び別表70の項	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の69の2の項、70の項 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の69の2の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の95、96の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用		追加追加	事後	新様式への移行に伴う修正
令和7年3月21日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和2年4月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正
令和7年3月21日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和2年4月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 「十分である」 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係わる横断的なガイドラインの次のような留意事項等を遵守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式への移行に伴うもの
令和6年10月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えらえる対策 「9)従事者に対する教育・啓発」 当該対策は十分か 「十分である」 判断の根拠 事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。	事後	新様式への移行に伴うもの